

## 【一回目登壇】

私は、日本共産党県議団として、一般質問を行います。

### 1. 知事の政治姿勢について

#### ①安倍政権への評価

まず、知事の政治姿勢についてであります。

安倍政権は、暴走ぶりを強めています。昨年末の秘密保護法は、弁護士、ジャーナリスト、出版関係者、演劇関係者をはじめとして、元自民党幹部など、保守層も含めて反対表明が相次いだにもかかわらず、実質わずか7日間の審議で強行採決されました。

さらに、今、集団的自衛権行使の容認に向け、「最高責任者は私だ」「閣議決定してから（国会で）議論」と、憲法解釈変更を独断で行おうとする安倍首相の手法に対し、護憲・改憲の立場を超えて内外から反対の声が沸き起こっています。自民党内からも「そのときの政権が解釈を変更できることになる」（村上誠一郎元行革担当相）、「立憲国としてとても考えられない」（古賀誠自民党元幹事長）、「憲法上から、いまの内閣の歩んでいる道は非常に誤りつつある」（野中広務自民党元幹事長）などと厳しい批判の声が相次いでいます。法政大学大原社会問題研究所の五十嵐仁教授は「保守や改憲論者でも、民主主義や憲法とはどういうものであるべきかという常識ぐらいい持っている。それを全く理解していない安倍首相の異常さが際立っている」と述べています。

知事は、特に平和と民主主義に関する諸問題に関わる安倍政権の言動について、どのような所感をお持ちでしょうか、お聞かせください。

#### ②消費税増税について

次に、消費税増税について、お尋ねします。本年4月から、消費税が8%へ増税される予定になっています。

アベノミクスの金融緩和で加速された「円安」により、輸入に依存している重油や小麦や食用油、飼料などが高騰しました。農業や漁業にも悪影響を与え、トラック輸送のコストを増加させた結果、家庭用食用油や小麦粉、ハム、ソーセージ、食パン、牛乳など食卓にかかせない食品が次々と値上げされました。

一方収入はどうでしょうか。県内どこに行ってもアベノミクスの効果は自分たちのところには届いていないという声が寄せられます。それどころか、昨年10月からは年金が1%削減され、この4月からはさらに0.7%削減です。4月以降に70歳になる人から、医療費窓口負担は1割から2割へと倍になります。6月からは住民税の復興増税がスタートし、10月からは、厚生年金保険料が引き上げになります。そして、今回の議案には、県の使用料・

手数料の増額改訂が多数提案されています。

お尋ねします。消費税が8%に引き上げられて、県民のくらしへはどのような影響が出てくるとお考えですか。また、消費税増税が地域経済に与える影響と、県財政への影響について、見解をお聞かせください。

### ③TPPについて

県議会は、先週、TPP交渉に関する意見書を全会一致で採択しました。政府に、農林水産分野の重要5品目などの聖域確保を優先し、確保できない場合は脱退も辞さないこととした衆参農林水産委員会の決議を必ず実現することを求める内容です。

安倍首相は、先だっで行われたシンガポールでの閣僚会議に先立ち「TPPは成長戦略の柱。国家100年の計。」と強調し、甘利明TPP担当大臣は、「5項目中の品目が一つ残らず微動だにしないということでは交渉にならない」と述べ、米や牛肉・豚肉など重要5項目（586品目）も対象に関税引き下げなどの譲歩案を提示する考えを表明しました。

米国は、農産物を含む全品目の関税撤廃を求め、経団連、日本商工会議所、経済同友会の財界3団体も共同提言書を安倍首相に提出し、早期妥結のため「守るべき分野を核心部分に絞り込む」ことを含め「柔軟に対応」するよう求めています。交渉の継続は、関税の縮小・撤廃への道、鹿児島農業と地域経済破綻の道ではありませんか。

知事、TPP交渉からただちに撤退することを政府に強く求めるべきだと考えますが、見解をお聞かせください。

### ④川内原発再稼働問題について

次に川内原発の再稼働の問題について、お尋ねいたします。

知事は、再稼働について、「まずは国が安全性を十分に保証する」ことを前提にしており、この間の規制委員会での審査についても「世界最高レベルの審査」という評価をしておられます。

そこでお尋ねしますが、知事は、この適合審査で、川内原発の安全性が100%保証されると思われるのでしょうか。この審査は、「規制基準にもとづく適合審査」となっており、この規制基準そのものが、原発事故が発生し、放射性物質の拡散が起きることを前提とした基準になっています。今、行われている審査は、この基準に「適合」するかどうかであって、安全であるかどうかの審査を行っているわけではありません。それでも知事は、「国が安全性を十分に保証する」と言われるのか、見解をお聞かせください。

次に、避難計画の問題です。現在、自治体の計画は策定されていますが、保育所、幼稚園、小中学校の児童生徒、自宅で療養している人たち、病院の入院患者や社会福祉施設の入所者などが、どんな手段で、どこを通過して、どこに避難するのか、避難先にベッドがあるのか、車椅子はあるのか、全く策定が行われていません。このような状況をどのように認識されていますか。

知事は、避難計画の策定は再稼働の要件とはなっていない、と言われています。避難計画もないまま、再稼働の判断をされるということですか。知事は、避難をしなければならなく

なるような事故は起こるはずがない、と思われているのではありませんか。福島第1原発事故が起きる前までは、我が国では過酷事故は起きないと電力会社も言い、国も言い、そして鹿児島県も住民にそう説明していました。しかしながら、事故は起きました。未だに、14万人もの人たちがふるさとに戻ることができず、暮らしを丸ごと奪われた状態です。知事は、避難を必要とするような事故は起こるはずがないという「安全神話」にとりつかれているのではありませんか。もしくは、事故は起きるかもしれない、避難計画はできていないが、仕方がない、何とかなるだろうと思われているのでしょうか、これは人命軽視です。知事の見解をお聞かせください。

次に、再稼働の同意と住民説明会について、お尋ねします。

知事は、再稼働にあたり、薩摩川内市長と、薩摩川内市議会、及び県議会の意見を聞くと言われています。また、住民説明会の参加者については、主に、30km圏内の住民を対象にするとされています。

しかし、福島の事故を見れば明らかのように、放射能の影響は、原発立地自治体にとどまりません。30km圏内にもとどまりません。知事の手でも、誰の手でも、目に見えない死の灰を留めることはできない、これが、原発事故です。県議会の意見も聞くと言われていますが、私たち県議会議員は、地域住民から選ばれてここにいますが、すべての県議会議員が川内原発の再稼働の是非について、問われて選挙で当選しているわけではありません。

これらを考えると、再稼働の是非を判断するにあたっては、幅広く県民の意見を聞くべきではないでしょうか。知事が、その同意を要する対象として、薩摩川内市長、薩摩川内市議会及び県議会の3者に限定する理由をお示してください。

住民説明会については、鹿児島市も出水市もそれぞれの市内での説明会を要望しています。県民や市町村の要望に応じて、県内の各地で説明会を開催し、県民の知る権利を保障すべきです。また、会場の規模や開催地によって、どうしても参加できない人がいることも想定されることから、説明会のネット中継も行い、ネットでの意見も募集するなど、県民のさまざまな意見を聴取すべきではありませんか。見解を伺います。

## ⑤徳洲会問題と知事選支援について

徳田毅氏が衆議院議員を辞職しました。この問題は、民主主義の根幹である選挙に関わって、カネのチカラで議席を得ようとする違法行為と、そのようにして得た政治のチカラで、利権を強めようとするものであり、とうてい許されるものではありません。徳田元衆議院議員は、自らの責任を認め、有権者に対して、謝罪し説明責任を果たすべきであります。

徳洲会グループは、県内では、伊藤知事の認定により、「鹿児島愛心会」が大隅鹿屋病院が救急医療を行っているということで、社会医療法人として認定を受け、4病院、11診療所、12介護施設等について、法人税や固定資産税が非課税となる優遇措置を受けています。

ところで、報道によると、知事は、2004年の知事選挙の際、徳洲会所有のセスナに乗せてもらい、奄美諸島を遊説して回ったとされています。

我が党は、当時の県知事選挙に党公認で、候補者を擁立してたたかいました。17日間という限られた日数の中で、広大な県下をいかに効率よくまわるのか日程を組むこと、遊説先

の支援者や支援団体と日程の調整を行うことが選挙対策の一番の悩みどころです。

当時の地元紙の候補者の予定を見ると、我が党の候補者A氏は奄美大島1島のみ、候補者M氏は、徳之島と奄美大島の2島。T氏は、奄美には渡らずじまいでした。伊藤候補だけが、喜界、与論、沖永良部、徳之島、奄美大島と5島を1日でまわっています。当時の奄美の地元紙には、「徳田虎雄代議士が理事長を務める徳洲会のセスナ機があればこそその離れ業だ。奄美の遊説には、徳田代議士の秀子夫人、S県議、O県議が常に同行」と書かれています。伊藤知事は、11月末の記者会見で、「徳田夫人が選挙区を回られる時に軽飛行機を使われて、私も便乗させてもらった。」と発言されておりますが、徳田夫人は他でもない伊藤知事の選挙運動として現職県議と共に、日程調整の上、選挙区をまわったのであり、たまたま近くを通りかかって、一緒に行きませんかと声をかけられて車に便乗するのとではわけが違います。

収支報告書に記載しなかったことについて「経費なんか発生してない。」と答えておられますが、セスナを飛ばすには、燃料、パイロットの人件費、空港の使用料などの経費が必要であり、徳田夫人がその経費を負担したから知事の側には経費が発生しなかったということです。まさしく、利益供与ではありませんか。当時、選挙事務所の指示に従った結果であったとしても、候補者としてその結果に責任をもつべきで、「単に動くだけだから、考えたこともない」と開きなおるべきではないでしょう。

当時の徳洲会新聞には、「伊藤祐一郎氏が他の3候補を破って初当選。選挙中は、徳田秀子、徳田毅の両徳洲会理事をはじめ、自由連合鹿児島、奄美の両本部が総力を挙げ応援に走り回った。」とあります。

そこで、お尋ねします。まず、伊藤知事が、2004年の知事選挙の際に、徳洲会から支援をもらうことになった経緯についてお聞かせください。

過去に、「安徳戦争」などで知られるように徳洲会グループが、選挙活動において、違法行為を行ってきたことについては、誰もが知る事実であります。自身の選挙において、その徳洲会から支援をもらうということについて、知事は当時、何の懸念も抱かれなかったのかお聞かせください。

これだけ、全面的な支援を行った徳洲会は、知事を利用しようとする意図はなかったのでしょうか。伊藤知事の側にそのような認識がなかったとしても、徳洲会側は、何らかの見返りを求めて選挙支援を行ったのではないかと思われませんが、そのような事実はありませんでしたか、見解をお聞かせください。

## 〈答弁〉

### 1. 知事の政治姿勢について

#### ①安倍首相の言動等に対する所感について[企画部長]

集団的自衛権に関する安倍総理の発言の主旨は、総理自ら国会で答弁されている

ように、総理大臣一人の判断で政府見解を変更できるものではないという主旨であると理解しており、集団的自衛権に関して、今後政府として、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」における結論や与党との協議を踏まえ、その見解を改めて検討することとされているものと承知しております。

また、昨年12月に成立した特定秘密保護法については、適正な運用を図るため、現在、マスコミや弁護士等で構成される「情報保全諮問会議」において、特定秘密の指定等に係る運用基準などが議論されているところです。

県としては、我が国が直面する国政上の様々な課題について、国会を始め政党間で十分な議論が行われるとともに、国として十分に説明責任を果たすことが重要であると考えております。

## ②消費増税の県民の暮らしへの影響について[県民生活局長]

政府の平成26年度の経済見通しによりますと、消費者物価は3.2パーセント程度のプラスとなっており、このうち、消費税率引上げによる影響は、2.1パーセント程度と見込まれております。

また、県内金融機関等が昨年10月に来店者を対象に行った、消費増税の影響についての調査によりますと、家計への影響につきましては、「大いにある」が約5割、「ややある」が約4割でありました。

さらに、影響がある場合の対応としましては、約6割が「支出を減らす」と回答しており、その品目は、「外食など」が最も多く、次いで「衣服・履物」、「娯楽・教養」の順となっております。

県としましては、家計の支出面では、県民の暮らしへの影響がありますことから、今後とも、物価動向等を注視してまいります。

## ③消費増税が地域経済に与える影響について[商工労働水産部長]

消費税率の引き上げが消費に与える主な効果としては、一般的には、消費税率引き上げ前に消費を前倒しする効果、いわゆる駆け込み需要と、実質所得の低下によって消費水準を低下させる効果があるとされております。

このため、国においては、「好循環実現のための経済対策」に基づく平成25年度補正予算により消費税率の引き上げの影響緩和を図りますとともに、平成26年度予算において経済成長に向けて取り組むこととしておりまして、

県としては、国の経済対策にも呼応しながら、本県経済を下支えし、将来の鹿児島島の成長につながる施策の展開に努めてまいります。

## ④消費増税が県財政に与える影響について[総務部長]

今回の消費税率の引き上げが本県財政に与える影響としては、まず、歳出面では、消費税の課税対象となる経費について、一般財源ベースで25億円程度の負担増を見込んでおります。

また、引上げ分に係る地方消費税収を活用し、子ども・子育て支援や医療・介護等の充実を図ることとされており、保育緊急確保事業や国民健康保険及び後期高齢者医療制度における低所得者の保険料軽減の拡充などの社会保障の充実に要する経費として18億円を計上しております。

歳入面では、地方消費税率が現行の1パーセントから1.7パーセントに引き上げられることにより、来年度の引上げ分に係る増収を30億円程度と見込んでいます。

地方交付税におきましても、消費税率の引上げに伴う社会保障の充実に係る経費や歳出の増等を基準財政需要額に計上することとされているところです。

また、使用料・手数料について、税負担の適正な転嫁を行う観点から、消費税率の引上げに伴う改定を行い、その影響分として66百万円程度の増を見込んでおります。

#### ⑤TPP交渉について[知事]

TPP交渉は、先月開催されました閣僚会合におきましても、物品市場アクセスなどで交渉が難航し、今回の会合においても、妥結には至らず、引き続き交渉を継続するとされたところでもあります。

TPPは高い水準の自由化を目標としており、本県の基幹産業である農林水産業などに大きな影響を及ぼすことが懸念されますことから、本県としては、米やさとうきび、でん粉用さつまいも、牛肉、豚肉などの農畜産物につきましては、従来どおり関税撤廃の除外品目として取り扱うべきであり、また、政府調達や医療制度を含む金融サービス等についても、我が国の主張が十分に反映される必要があると考えており、このような国益が十分に担保されない場合には、交渉からの脱退も辞さないこととすべきであると考えているところでもあります。

#### ⑥新規制基準適合性審査における国の安全性の保障について[危機管理局長]

新規制基準については、福島第一原発事故の教訓やIAEA等の国際基準を踏まえ、地震、津波等による施設の損傷を防止するための設計上の基準を強化するとともに、万一のシビアアクシデントにも対処できる基準を設けた、世界で最も高いレベルの安全を確保するための規制であると考えており、審査の結果、新規制基準に適合すると認められた場合には、原子力規制委員会を設置している国において安全性が保証されたものと考えております。

### 【再質問】

知事は、徳洲会グループからの知事選支援について、「特段問題はない」と一言ですまされました。

知事も、私も、公職にあり、社会的責任、道義的責任を有します。県民に対して説明責任もあります。

私は、県民からの付託を受けて、県議会議員として、ここに立ち、本会議で一般質問にたっています。知事は真摯に答えていただきたい。「特段問題はない」と言われる理由をお示しくください。

谷山の農業試験場跡地の32, 35, 26街区について、一般競争入札により売却するとされています。

これに先立って、2010年6月議会で、この農業試験場跡地を医療・福祉施設として売却する計画があきらかになり、議論を呼びました。6月に発表し、8月にコンペを行い、11月に決定するというスケジュール自体が、先に売却先ありきで進められているのではないかと思わざるを得ない事態でした。これが現在にいたっています。

私は、先ほど、見返りを求められなかったかとお尋ねしましたが、この土地の売却について、徳洲会グループから、便宜を図ってほしいなどの要請がなかったですか。お尋ねいたします。

安倍首相は、国が責任を持つと言っていますが、福島事故でさえ、責任が持てていないではないですか。汚染水はあふれ続け、いつふるさとに帰れるかの見通しも立たず、補償もされない、このような状況のもとで、本当に国が安全性を保証できると思われるのですか。国が、安全に責任を持ってないことは明らかです。知事は、どうしても再稼働をさせたい、ゆえに、できもしないことがわかっている国による安全の保証を口実にしており、思えませぬ。見解を求めます。

交渉「合意」のためには、日本政府や公約や国会決議に反した「譲歩」を余儀なくされることは、明らかです。鹿児島県の農業や県民の暮らしを守るためには、即刻交渉から撤退することを求めます。

## 〈再質問への答弁〉

[知事]

今、再稼働につきましては、規制委員会等が技術的、かつまた、非常に詳細な科学的な検討を行っているわけでありまして。

それを踏まえて、国は、規制委員会が、再稼働について、その安全性を認めたものについては、再稼働する方向で対応する。それが今の政府の基本的な方向であると思いますが、私どももその体系の中で、この規制委員会において、しっかりと安全性を保証されたものについては、再稼働の道が開ける。そのように理解いたしております。

ただ、規制委員会において、その安全性が保証されたものでありましても、地域において、住民に明確な説明会を開催し、住民の方のある程度の御理解が必要かと

思いますので、住民の方々に説明をした上で再稼働についての最終的な判断、薩摩川内市の市議会、市長、並びに県議会の皆さん方の御理解を得た上で最終的な判断をするというのが、今後の進むべき方向であると認識をいたしております。

#### ⑦避難計画の作成状況と再稼働について[危機管理局長]

災害時要援護者避難支援計画については、一般災害における既存の避難支援計画を活用するなどして、関係9市町で作成を進めております。

病院及び社会福祉施設の避難計画については、まずは、PAZ内の施設を対象として、今年度中を目途に、作成をお願いしております。

このため、先月、薩摩川内市と連携して説明会を開催し、対象施設と意見交換を行うとともに、県で調整した受入先の病院等施設及び避難計画作成例を提示しております。

また、学校の避難計画については、その指針となる「学校における危機管理の手引」を昨年7月に示し、その活用を促してきており、まずは、PAZ内の学校を対象として、今年度中に計画作成を完了することとしております。

再稼働を判断するに当たりましては、新規制基準適合性についての審査結果、安全性に対する国の説明、薩摩川内市議会、薩摩川内市長及び県議会の意向などを総合的に勘案して判断することとなると考えております。

#### ⑧再稼働の判断に係る同意の対象について[危機管理局長]

再稼働に当たっては、地元の同意が求められているという法的なスキームはありませんが、原子力発電所の建設からこれまでの経緯や立地自治体として担ってきた重い責任等を踏まえ、鹿児島県と薩摩川内市の同意が必要であると考えております。

#### ⑨住民説明会の開催方法等について[危機管理局長]

住民説明会については、薩摩川内市及びいちき串木野市において、1回目は薩摩川内市民を対象に、2、3回目はUPZ内の住民等を対象に開催することを予定しております。

なお、住民説明会は、1千人規模の会場での開催を予定しており、インターネットによる中継等は考えておりませんが、多くの住民の皆さんに御参加いただき、原子力規制委員会の審査結果の説明を、会場で直接聞いて理解していただきたいと考えております。

#### ⑩徳洲会問題と知事選支援について[知事]

平成16年の知事選挙におきましては、多くの方々の御支援をいただいております。徳洲会もそうしたグループのうちの一つではありますが、10年前の支援につきましては、現在におきましても、特に問題はないと考えております。



## 【2回目登壇】

### 2. 原良地区の都市開計画案の見直しについて

都市計画定期見直しの状況について、事実経過を調査いたしました。問題の原良地区については、民間会社から開発の要望は出されていましたが、鹿児島市と県は、協議をしたうえで、その内容は実現可能性の低い「構想レベル」であると判断し、県が国との協議も行った上、市街化調整区域に変更する案が作られたものです。市と県と情報の共有を行い、その積み重ねの上に、県案として策定され、公告・縦覧がなされました。そのような状況下で、知事の判断により、実現の可能性があるとして、県が都市計画案を修正することとなったものです。今回の事態は、困ったときは、知事に直談判すれば、知事の一声で、結果を覆すことができる、ということになってしまわないのでしょうか。

そこで、お尋ねします。当初、市と協議して「開発の可能性がない」と判断した根拠をお示してください。

その後、わずか1～2カ月後に、「開発の可能性はある」と判断した根拠をお示してください。

地方自治法には、市と県とは対等平等であると規定されていますが、今回、このような形で、県が結果を覆らせたことについて、鹿児島市の理解はえられているのでしょうか。この原良地区の都市計画の見直しについて、どこからやり直されるのか、住民説明会の実施などを含めて、今後の見通しについて、お示してください。

### 3. 人工島問題について

人工島は、これまで、総事業費225億円を費やして整備されてきました。私は、これまでも、無駄な大型開発の象徴として、人工島の問題を取り上げてきました。

その人工島に、1期2工区の整備計画として、新たな上物の整備がいくつか示されました。

その中の噴水広場については、国が補助事業の対象としていないため、県単独事業として、1億5000万円を費やすことになっています。

イメージ図には、デザインコンセプトとして「桜島に見立てた築山を作り、錦江湾や薩摩・大隅半島、さらには離島まで南北600kmに及ぶ広大な県土を表現」とあります。

私は、目の前に雄大な錦江湾が広がり、そびえる桜島を望むロケーションの中で、1億5千万円もの経費を使って、築山や噴水を県単独で整備することに甚だ疑問を感じるものです。本県は、そんなに財政的に余裕があるのでしょうか。噴水広場を整備しなければならない必要性について、お示してください。

### 4. 県単医療費助成制度の現物給付について

このような人工島に税金が使われる一方で、今回も医療費の助成制度について、現物給付

は実施されませんでした。この間、県市長会、障害者団体、母子寡婦福祉会から現物給付を求める要望書が出され、鹿児島市議会、出水市議会からも県に現物給付を求める意見書が提出されています。

知事は、このような県民の願いをどう受け止められますか、見解を伺います。

## 5. 特別支援教育の充実について

私は、30数年前、大学の教育学部の小学校教員養成課程に入学しましたが、途中、養護学校教員養成課程に転科しました、そのきっかけとなったのが、身体障害者、河野勝行氏の著書『日本の障害者』でした。「日本の障害者は二つの不幸を背負っている。一つは障害を持って生まれた不幸。もう一つは日本に生まれた不幸。」このような行がありました。車椅子で、ヨーロッパにひとり旅をした著者は、バリアフリーで差別のないヨーロッパと比較して、日本の障害者の置かれた状況を「不幸」だと表現したのです。

障害を持って生まれたこと自体は、不幸ではありません。現在、障害をもつ子どもは、私たちと異なる特殊・異質な存在ではなく、私たちと共通の人間的なねがいをもちながら、その実現のために特別な支援を必要としている存在として、特別支援教育として、そのニーズにこたえる教育を行うこととされています。このニーズにこたえる教育や支援がなされなければ、それがハンディーとなり、不幸となることもありうるかもしれません。

私は、障害児や保護者たちが、鹿児島に生まれてよかったと言える特別支援教育であってほしいと願い、以下の質問をするものです。

2009年度から指宿養護学校に、2012年度から中種子養護学校にそれぞれ高等部が設置されました。また、2007年度から県内の養護学校において知肢併置による対応が取られており、障害を持つ児童生徒が、より身近な地域の学校に通えるようになりました。まず、その教育効果、保護者や生徒の感想はどうでしょうか。

ここで、本県における、特別支援学校の配置に関わる現状について取り上げます。現在、桜ヶ丘養護学校の中学部を今春10名の生徒が卒業しますが、桜ヶ丘養護学校には、高等部がないため、北部の鹿児島養護か、中部の武岡台養護の高等部に移ることになり、これまでより朝夕の通学に時間がかかることとなります。今議会に、桜ヶ丘養護学校保護者・OB会、全国重症心身障害者を守る会鹿児島県支部、請願が出されています。桜ヶ丘養護学校に高等部を設置し、当面の対応として県立学校の空き教室を分校として使用できるようにしてほしい、鹿児島市南部地区へ新たに養護学校を設置してほしいというものです。

また、屋久島においては、養護学校がないため、屋久島の子どもたちは小学校入学時から、親元を離れて種子島の中種子養護学校に行かなければなりません。

屋久島に住む方からお手紙をいただきました。「特別支援学級でも学ぶことが難しい子どもは、小学1年の時から親元を離れて中種子養護学校に入学して、となりのあかつき学園で生活することになります。家族バラバラになるのです。小さい時から、親を必要とする時から。それを決定するには、親は計り知れない葛藤があります。みなさん考えてみてください。自分の子どもを小学1年の時から親元を離せますか。それでも、きちんと教育を受けさせたい、学校に行かせたいという思い、願いから決めるんです。屋久島にも養護学校の分教室が

あれば家族バラバラになることなく、親元から安心して学校に通わせることができます。」この4月小学校入学の障害児を持つお母さんは「小学1年生になる我が子を見ず知らずの土地にお願いするという決断は、母親として、とてもつらく、寂しく、大きな不安、心配と今たたかっています。」と書いています。もうひとり、5歳の障害児を持つお母さんは「私は、生まれも育ちも屋久島です。私の子どもも同じように屋久島で子育てしたいです。それがわたしの思いです。」と書いています。

また、出水養護学校では、遠方からスクールバスで通っており、バスは増便され、ほぼ直行で運行するようになっていますが、学校までの距離が遠いことから、ハンディを持った子どもたちが、朝夕、自宅から学校まで60分をはるかに超える時間をかけて通学しなければならない現状にあります。

教育長、このような現状について、どのように認識しておられますか。

今議会には、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」が提案されています。その第13条において「教育委員会は、障害のある人が教育を受ける場合において、障害のある人の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするための教育上必要な支援を講じなければならない。」と規定されています。

この規定にあるように、「その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするための教育上必要な支援」を行っていくうえで、教育委員会は、障害を持つ児童生徒がより身近な地域で親元から通学できる環境を保障することが必要だと考えますが、本県における養護学校の配置のあり方について、どうあるべきだと考えられるか、見解をお聞かせください。

医療的ケアを実施する看護師の配置についても、私は2009年の3月議会で、看護師がいない日がある実情を訴え、複数の看護師配置を要請してきました。現在は、看護師が不在となることのないように複数の看護師の確保がなされているものと理解していますが、中種子養護学校においては、看護師の不足から、複数の看護師の確保がなされておらず、看護師不在の状況が生じていると聞いています。他の養護学校を含めて、生徒が在籍する日には必ず、看護師が配置されるようになっているのか、現状をお聞かせください。

## 6. ブラック企業対策について

ブラック企業に対する社会的批判の高まりを受け、厚生労働省は、昨年9月に若者の「使い捨て」が疑われる企業などへの重点監督を実施し、12月17日に、その結果を公表しました。それによると、何らかの労働基準関係法令に違反していた企業が実に82.0%となっています。

本県でも例外ではなく、劣悪な労働環境で、「使い捨て」のように働かされている現状があります。

封筒の裏に「助けてください」と書いた手紙が我が党の事務所に届きました。中には「ブラック企業です。助けてください。」と始まって、勤務時間が朝8時から夜8時まで、この3ヶ月は午後11時なる日が続いていて、全てサービス残業、休日出勤をしても、休日日当は、上からの指示で出せないと言われる。代休を取れといわれても、実際には取れる状況がない、もう疲労困憊です、と綴られていました。また、20代のAさんは、食品販売の営業

員ですが、家を朝6時半に出て、帰ってくるのは、毎日夜の11時、12時、ひどい時には、夜中の2時。お母さんは、本当にそんな仕事をしているのか心配になって、朝、息子さんの後をつけてみたら、本当に会社に出勤していて、本当にひどい働かされ方をしていることが分かったと話されておりました。

これらはほんの一例です。県として、相談を受ける窓口はどのように確保されているのか、どのような相談がよせられているのか、このような状況の改善のために、県として、どのような対策を講じてこられたのか、お答えください。

県内の労働者、特に若い世代が労働法規違反の状態働かされている現状について、どのように認識しておられるか、お尋ねします。

私は、この間、若い人たちが劣悪な労働環境で働かされている問題を取り上げ、その対策を求めてきました。2006年の時点では、「キャッチワークナビ」という若者のための「仕事の基本」と、労働者の権利や労働法規や相談窓口などが掲載された冊子は、ひとつの高校に3冊ずつしか配布されていませんでしたが、私はこの増刷と普及を要請し、現在、高校で就職希望者数に合わせて一人1冊ずつ配布が行われています。また、相談先の電話番号などを示したカードを作成し、若い人たちが行くコンビニやゲームセンターなどのトイレやレジのところに置いていただきたいと要請していましたが、これも、2011年に労働局と協力して、相談カードの作成が行われました。

そこでお尋ねします。現在配布されている「キャッチワークナビ」が高校において、どのように活用されているのかお示してください。

どの高校生もいずれ就職することから考えても、すべての高校生を対象に配布し、教育委員会と連携して、学校の現場で、活用するようにしていただきたい。見解を伺います。

県教育委員会と商工労働部では、例年、高校生の就職先の確保のために、「雇用確保ローラ一作戦」として、直接、経済団体や企業に対し、新規学卒者の雇用確保について協力を要請しておられますが、その際に、各企業への労働基準関係法令の遵守についても要請していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

## 2. 原良地区の都市計画案の見直しについて

### ①原良地区の都市計画案の見直しについて[土木部長]

原良・常盤町の逆線引きについては、鹿児島市が開催した住民説明会以降、同市において一定の整理がなされ、県としては、その状況について、報告を受けていたものであります。

県においては、市の案を基に都市計画案を作成し、昨年11月末から12月初めに実施した実施した公告・縦覧中に意見書が提出されたところであります。

その内容について、詳細に検討したところ、地理的条件や開発へ向けた計画の進捗状況等から、開発可能性が認められると判断したものであります。

## ②修正案の今後の手続き等について[土木部長]

都市計画案の修正については、現在、国の関係機関と調整を行っているところであり、鹿児島市からは、「今後の手続きも含め県と協議していきたい。」と伺っているところです。

県としては、変更案がまとまった時点で、公告・縦覧から手続きを行いたいと考えており、鹿児島市と連携を図りながら、できるだけ早く都市計画決定できるよう努めてまいります。

## 3. 人工島問題について

### ①マリポートかごしま1期2工区の整備計画について

マリポートかごしまの1期2工区については、在り方検討委員会の提言や県民からの御意見等も踏まえ、平成23年3月に緑地整備基本計画を策定したところです。

先般公表した実施計画は、この基本計画を基に策定したものであり、御指摘の噴水についても「子供達が水と触れ合え、その様子を周りで大人達が見守ることができるような親水性のある広場」として計画したところであります。

今後は、この実施計画に基づき、沖合い側のヘリポート周辺部から優先的に整備を進め、平成27年度中の一部供用を図ってまいります。

## 4. 県単医療費助成制度の現物給付について

### ①現物給付に係る要望書等に対する受け止めについて[保健福祉部長]

県単三医療費助成制度の現物給付に係る要望書や意見書については、市長会、県身体障害者協会連合会や鹿児島市議会など、それぞれの立場からの声をいただいたと認識しております。

県としましては、これらの医療費助成制度につきましては、対象者の経済的負担の軽減を図るため実施しておりますが、受診される方々に受診に伴うコスト意識を持っていただくという健康保険制度の趣旨を踏まえて、「償還払い方式」を導入しております。

「現物給付方式」を導入した場合、他県の導入例から医療費助成額の増嵩が見込まれることや、市町村の国民健康保険に対する国庫負担金が減額されるため、県だけではなく、市町村及び国保保険者へ影響が予想されることから、現物給付での対応については、現時点では考えていないところでございます。

## 5. 特別支援教育の充実について

## ①特別支援学校への高等部設置及び知肢併置化による教育効果等について[教育長]

高等部を設置した指宿養護学校及び中種子養護学校においては、高等部までの一貫した教育体制が整い、卒業後の地元での自立と社会参加に向けて、企業等と連携した進路指導の充実が図られています。保護者からは、地元の学校に通学できる安心感や学校行事等が活性化したという声を、また、生徒からは、これまでより多くの友達と学校生活を送ることや、上学年の生徒が実習等に取り組む姿を間近で見ることができる良さ等の声を聞いています。

知肢併置化については、知的障害のある児童生徒と肢体不自由のある児童生徒が共に学ぶことにより、日常のふれ合いが図られ、お互いの思いやりの気持ちの育成に寄与しています。保護者からは、特に肢体不自由児が、身近な学校への通学が可能になったことの効果を、また、児童生徒からは、学校行事等の盛り上がりに対する喜びの声を聞いています。

## ②特別支援学校への就学・通学の現状認識について[教育長]

特別支援学校のない離島において、島外の特別支援学校に就学せざるを得ないケースがあることや、特別支援学校が遠距離にあるため、通学時間が長くなるケースがあることについては、県教委としても、それらの状況を把握しているところです。

これらの状況を改善するために、これまで、知肢併置化や高等部の設置、高校校舎を活用した大島養護学校訪問教育の実施、また、通学バスの増便やリフト付きバスの導入など、通学バス路線網の充実にも取り組んできたところです。

今後とも各学校の状況を十分に把握しながら、教育環境の充実に努めてまいります。

## ③特別支援学校の配置の在り方について[教育長]

特別支援学校については、平成21年2月の県特別支援教育施設整備検討委員会の提言等を踏まえ、知肢併置化や高等部未設置校への対応、また、本県初となる高等特別支援学校の開校等を進めてきたところです。

特別支援学校の配置の在り方については、地域バランスの観点とともに、本来、特別支援学校に求められる専門性や学習効果等を担保できる児童生徒の学習集団や教職員の指導体制、専門的施設等の確保などを総合的に判断すべきものと考えており、本県においては、そうした観点からは概ね適切な学校配置になっているのではないかと考えているところです。

#### ④特別支援学校の看護師の勤務について[教育長]

医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍している特別支援学校には、対象児童生徒数及び医療的ケアの行為数に応じて、看護師を配置しており、現在の配置数は、13校で25人となっています。勤務時間帯は、対象児童生徒の在校時間帯を踏まえ、看護師不在の状況が生じないように、各学校で調整をしています。

中種子養護学校においては、対象児の小学部入学に合わせ、本年度から看護師1人を配置しているが、当該看護師が年休により不在の場合には、対象児の保護者の協力を得て対応しているところです。

県内の特別支援学校で、複数の看護師を確保できていないのは同校だけであり、同校では、看護師不在の状況の解消を図るため、地域の医師会等と連携して、複数の看護師を確保できるよう検討していることから、県教委としてもその取組を支援してまいります。

## 6. ブラック企業対策について

#### ①労働者の相談窓口の状況と県の対策について[商工労働水産部長]

県の相談窓口については、社会保険労務士の資格を持つ労働相談員を雇用労政課内に配置し、労働に関する様々な相談に対応しているところです。

このうち、労働関係法令違反が疑われる相談内容としては、「超過勤務が常態化しており休みも取れない。」、「残業手当が支払われない。」などの相談がなされており、このような相談に対しては、労働関係法令に基づいた正当な権利を行使できるよう、必要な資料や手続きを示した上で、労働基準監督署へ届け出て調査・指導を求めることなどを助言しているところです。

また、鹿児島労働局では、通報などに基づき、過重労働について、より深刻・詳細な情報のあった66事業所を対象に、昨年9月に重点監督指導を実施し、このうち違法な時間外労働があった32事業所を含む57事業所において労働基準関係法令違反があり、是正勧告を行ったとのこと。

若者の適切な労働環境を守ることは重要であることから、労働基準監督署とも連携を図りながら、県としては、就労に関する基礎知識や労働関係法令、労働に関する相談窓口等をまとめた就職ハンドブックを作成し、県内の高校や大学に配布して周知・啓発を図っているほか、県内の高校3年生全員に対して、職場で困ったときなどの相談窓口を案内するカードを配布しているところです。

また、県広報誌などを活用して、労働局の総合労働相談コーナーなどの各種相談窓口の広報にも努めているところです。

今後とも、鹿児島労働局などの関係機関と連携しながら、若者が安心して働ける労働環境の確保に努めてまいります。

## ②就職ハンドブック「キャッチワークナビ」の活用について[商工労働水産部長]

この冊子は、昨年5月に約11,000部作成し、うち約5,300部を就職希望の生徒数に応じて県内の高校に配布したほか、大学やハローワークへ配布するなどして、内容の周知・啓発を図っているところです。

このうち、高校では、就職が決まった生徒への説明の場や、個別の就職指導の際に活用されているところです。

なお、御提案のあった全ての高校生への配布については、記載している労働関係法令の内容等が進学後の学生の期間中に改正されることもあることなどを考慮すると困難ですが、別途、高校3年生全員に対し、鹿児島労働局と協力して、職場で困ったときなどの相談窓口を案内するカードを配布しているところです。

今後とも、鹿児島労働局などの関係機関と連携しながら、若者の雇用に対する必要な支援を行って

## ③雇用確保ローラー作戦における労働基準関係法令遵守の要請について

### [商工労働水産部長]

県、鹿児島労働局、県教育委員会が連携して、実施している「雇用確保ローラー作戦」においては、新規学卒者の採用枠の確保や採用選考の早期実施並びに、若年者、中高年齢者、障害者等の雇用の確保、非正規労働者等の処遇改善、労働環境の整備に向けた取組について、協力を要請してきているところです。

また、企業に対する労働基準関係法令の遵守については、事業主に対して、県の広報誌等を通じ、労働環境の整備に向けた取組などについて、周知・啓発を図っているところです。

なお、御提案のあった「雇用確保ローラー作戦」の際に、各企業へ労働基準関係法令の遵守を要請することについては、今後、鹿児島労働局や県教育委員会と協議し、検討してまいります。

## 【再質問】

募集期間22日かんの間に県民意見募集に寄せられた提出意見は20名。その中で「浅い池、噴水広場」という意見は、何名あったのでしょうか。署名でも添えられていたのでしょうか。お答えください。



誰が考えても、どうしても必要と思われるものであれば、願う人数の多い少ないは問題ではないでしょう。桜島を眺めながら、桜島に見立てた築山が必要ですか。

乳幼児医療費助成の現物給付を求めて、知事あての1万7千筆を超える署名が提出されています。

県内の市長からなる県市長会は、市町村国保の負担が増えたり、国保のペナルティがあってもいいから現物給付をしてほしいと要望しておられます。原発の再稼働にあたって、薩摩川内市長の意見を住民を代表するものとして、尊重されるというのなら、県内のすべての市の市長からなる県市長会から、提出されている「中学校卒業まで、現物給付を実施してほしい」という要望をもっと重く受け止め、現物給付の実施に向けて踏み出すべきではないでしょうか。知事の見解を求めます。

## 〈再質問〉

[土木部長]

御指摘の件については、今、データを持ち合わせていません。

先ほど申し上げた県民の御意見とは、平成17年のマリンポートかごしま在り方検討委員会も含むものであります。この委員会は24名の委員がおり、公募された委員もおられました。

この委員会において、基本的な骨格の案が作られ、パブリックコメントも実施され、大きな柱となる考え方が策定されました。これを基に平成23年3月に再度、基本計画として位置付けられ、今回、具体的に実施する内容を絵に描いたものを公表したところであります。

今回、突然、噴水が出てきたものではないことを御理解ください。

[保健福祉部長]

ただいまご質問いただきました、今回のこの要望書・意見書につきましては、先ほども申し上げましたけれども、それぞれの団体や議会の立場からの声をいただいたとの認識をしております。

これまでも申し上げておりますが、現物給付を導入した場合、他県の導入例からみますと医療費助成額の増嵩が見込まれます。現行制度のまま単純に試算すると、県・市町村分合わせますと、約37億円の負担増となり、すべて一般財源で賄うこととなります。併せて、市町村では、相当額の国保の国庫負担金の減額が見込まれます。県だけではなく財政力の脆弱な自治体にとっては、非常に厳しい問題と考えます。

県としましては、財源確保につきましては、これまでも、国において新たな医療費助成制度を創設するよう鹿児島県開発促進協議会などを通じて、国に対して要望しているところでありますが、実現していない状況であります。

したがって、県といたしましては、現物給付での対応については、現時点では考えていないところであります。

## **【まとめ】**

私は、県民の命と暮らしを守るため国政でも県政でも奮闘する決意を申し上げ一般質問を終わります。